　【 建設交通部 】

|  |  |
| --- | --- |
| 件 　名 | 賀茂川の通行安全対策について |
| 申立概要  【受理5.4.5】 | 賀茂川に設置された堰の両端部分で川面の幅が広がる設計に  なっており、河川敷の遊歩道から通行者が転落する危険性がある。賀茂川全域のうち、23箇所は鉄柵や植木を設置して安全対策が取られているものの、33箇所については十分な対策が講じられておらず、危険な状態のままである。  一昨年秋に申立人が危険箇所に安全ロープを張るなどしたが、  すぐに撤去された。行楽シーズンを迎え、臨時の安全ロープを設置する等の安全対策が取れないか。 |
| 確認事項  【通知5.5.1】 | 河川は自然公物であり、一般公衆の河川の利用は「自由使用」であることから、利用者個人が自ら安全の確保又は危険の回避を行うことが求められているが、客観的かつ明確な危険性があり、これを放置することにより事故が発生する可能性が高いと判断されるものについて、河川管理者は柵や植栽による侵入防止措置などの事故防止対策に努めている。  今回の指摘箇所について、現場確認の上、必要に応じて対応を検討するとともに、府民の方からの貴重な御意見として、河川管理の参考としたい。  申立人が安全ロープを張ったことは、事故防止を目的としたものとして理解できるが、これを無許可で行うことは法令違反であるとともに、他の利用者の利用を阻害することにもなりかねないため、今後はまず府土木事務所に相談していただきたい。 |